

第 79 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2024 年 12 月 8 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1. 大幅賃上げなど求め各大学に団体交渉申し入れ p. 1 | 5. 冬季カンパのお願い p3~4 |
| 2. 大阪芸術大学で不当な雇止め、パワハラも p. 2 | |
| 3. 11月24日(日)阪大裁判学習決起集会(新屋敷) p. 2~3 | |
| 4. 西南学院大学が団交拒否 p. 3~4 | |

大幅賃上げなどを求め各大学に 団体交渉の申し入れ！！

関西圏大学非常勤講師組合は、今後、12月から来年2月にかけて各大学と本格的な定期交渉に入ります。現在、各大学との昨年の交渉を踏まえ要求書を作成中です。要求書を作成するために各大学の非常勤講師の要求について組合員から意見を聴取しています。各大学に対して具体的な要求があれば組合員か組合にお申し出ください。

関西学院大学への要求書では主要な要求として、①100分授業に対応し賃金を週1コマ、現行の2万9千円から最低3万5千円に引き上げること。②15回目の授業で定期試験を実施する場合、定期試験手当1万円を支給すること③追試試験を実施する場合「追試手当」を支給すること。④休日に授業する場合に専任教員には休日授業手当が支給されているので非常勤講師にも休日授業手当を支給すること。⑤1コマの労働時間を2時間と計算し、労働時間が週20時間以上になる

すべての非常勤講師に私学共済への加入を認めること。⑥有給休暇を実際に取得できるようにすることなどを要求しています。11月11日に団体交渉の申し入れをおこない、12月9日に定期交渉がおこなわれます。

同志社大学への要求書では、①2000年以降賃上げしていない。週1コマ28800円から33000円に引き上げること。②5年で無期転換にすること。③2016年以降に採用された非常勤講師の10年雇止めを撤廃すること。④付属中高校の非常勤講師には「特別研究費」として年に3か月分の実質一時金が支払われている、非常勤講師にも一時金を支払うこと。⑤無期転換すると定年年齢が65歳に引き下げられるが、これまで通り70歳にすること。⑥語学の1クラス人数を20人以内にする。⑦非常勤講師にも科研費が申請できるようにすること。⑧現在、授業は対面授業13回、オンデマンド授業2回でおこ

なわれているが、すべて対面授業にすることなどを要求しています。12月4日に定期交

渉の申し入れをおこない、年末か1月上旬に実施予定です。(文責：江尻)

大阪芸術大学で不当な雇止め、 パワハラも！！

大阪芸術大学の非常勤講師のAさんは秋学期になって突然、学科長に呼び出され、次年度雇止めを通告されました。Aさんは組合に相談し、組合はAさんに大学に雇止め理由書を提出させるようアドバイスしました。Aさんは大学本部に連絡した翌日、学科長から呼び出され、学科長ら3名がグループで「あなたの授業について学生からクレームがたくさん来ている。あなたの教育基礎能力が不足している」と一方的に決めつけられ「教員の指導能力を証明するために、基礎能力の試験を受けるよう」と言われました。3年も同大学で学生教育を担ってきた教員に対して、学科長の発言はAさんの尊厳を著しく傷つけるものでありパワハラそのものです。Aさんは、これまで大学から学生からクレームがたくさん来ていると言われたことはなく、指導方法の改善についても注意を受けたことは一度もありません。組合は10月25日に大学に雇止め理由について回答要求書を送りましたが、大学からの回答

は学科長の発言とほぼ同じ内容でした。

2023年5月に関西福祉科学大学の非常勤講師の雇止め事件の京都地裁判決があり、大学は雇止め理由として「学生の授業評価アンケート」が悪い、成績のつけ方が厳しすぎるという理由で雇止めをしました。しかし、京都地裁は、もし、そうであるなら大学は当該に対して事前に十分な注意や指導すべきで、それを一度もせず、いきなり雇止めにしたのは不当として大学側は敗訴しました。Aさんの場合も関西福祉科学大学と同じです。関西福祉科学大学よりひどいのは教員の基礎能力不足を一方的に決めつけている点です。これについてAさんは同大学のハラスメント委員会にも訴えています。組合としても、このようなハラスメント行為は看過できないとして雇止めの撤回を要求して団体交渉を申し入れました。12月13日に団体交渉がおこなわれます。

(文責：江尻)

大阪大学非常勤講師雇い止め訴訟 11月24日決起学習会報告

「2013年から10年上限」内規で2022年雇止めの阪大非常勤講師4名が無期雇用契約者としての地位確認と雇止め無効を求める訴訟が2025年1月30日(木)13時10分から大阪地裁810号法廷で判決を迎えます。そこで原告側弁護団の鎌田弁護士(北大阪法律

事務所)を講師にお迎えし、11月24日(日)14時から池田市立カルチャープラザ研修室を会場に決起学習会を開催しました。

鎌田弁護士は、まず阪大訴訟の概要と訴訟に至る経緯を説明し、裁判の争点は、2022年度は労働契約でしたので、「2021年度まで

の阪大非常勤講師が労働者かどうか」という点だと指摘されました。「労働者かどうか」を判定する際には使用者の「指導監督下の労働か否か」という判断基準が適用されますが、単独でシラバス作成・授業実施・成績評価・報告を行う大学非常勤講師の場合は「大学教員という職務の性質上、裁量性が高いという特殊性とその就労実態に即して適用」するべきであり、「裁量性の高い業務は、『事業組織への組み入れ』と一般的な指揮命令で足りる」ので、阪大非常勤講師は労働者である、と説明されました。

鎌田弁護士のお話の後、原告の新屋敷から阪大訴訟に至る経緯を説明がありました。質疑では「10年上限雇い止め訴訟」の理化学研究所労働組合から原告1名が12月20日にさいたま地裁で判決を迎えることの紹介や、「大阪大学の留学生学費値上げに反対する学生たち」から阪大総長選の金田安史候補が「留学生だけ授業料10%値上げ」という「差別的な政策」を挙げている問題の指摘がありました。最後に原告4名からそれぞれの思いを述べて集会を締めくくりました。(文責：新屋敷)



西南学院大学が団交拒否、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申し立て

福岡労働局の立ち入り調査にもかかわらず、西南学院大学は専任教員によるパワハラを認めず労働局の指導を拒否しました。このため組合は大学に対して①2020年度の

専任による減ゴマの理由は客観的証拠がなく虚偽であり不当である。再度、専任による客観的で具体的な説明を求める。②専任による虚偽の理由で減ゴマされたことは非常

勤講師としてのB組合員の評価および名誉を著しく棄損しており、組合員に対して専任の謝罪を求める。③B組合員はハラスメントの二次被害を受けており、これに対する防止措置を取ることの3点を要求し団体

交渉を申し入れました。これに対して大学は11月22日に団体交渉に応じないと回答してきました。組合は、11月27日に大阪労働委員会に不当労働行為救済申し立てをおこなう受理されました。(文責:江尻)

冬季カンパのお願い

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

大阪大学の裁判も9月18日に結審し、来年1月30日に判決が出されます。「大阪大学裁判原告を支える会」に多額のカンパを寄せていただきありがとうございます。現在、組合は賃上げ、争議支援など様々な活動を行っています。機関紙発行の費用も紙代、封筒代、郵送費の値上がりで発行が大変な状況にあります。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために

今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(〒 -)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円／年（年収150万円未満の方は4000円／年）

賛助会費 1口1000円／年（3口以上の協力をお願いします）

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール：sodan@hijokin.org